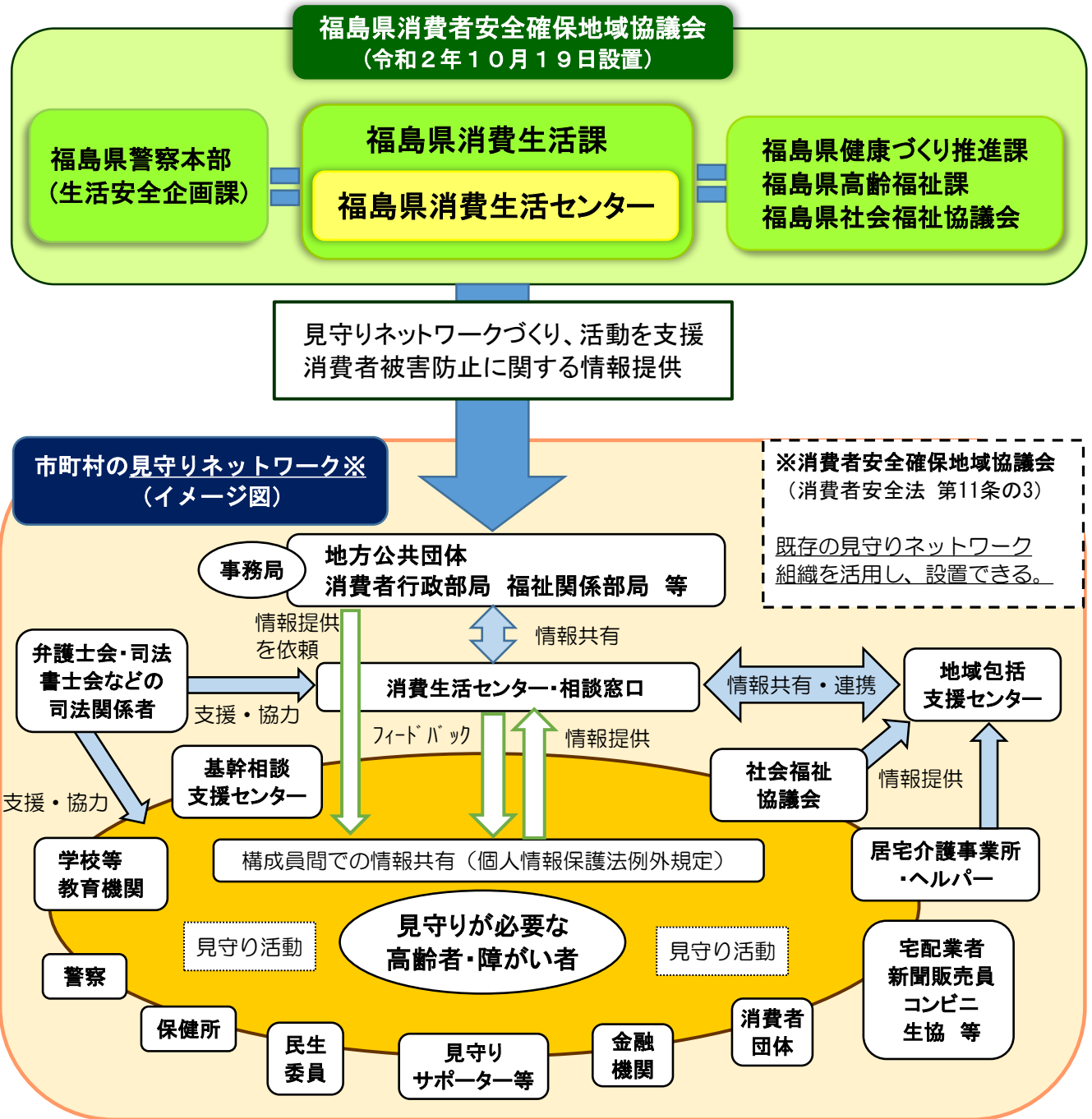


高齢者等の見守りネットワークづくりの推進 ～消費者トラブルから守るために～

福島県では、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止のために、地域全体で高齢者等を見守り、消費者被害に遭っているかもしれないと気付いたら、消費生活センターなどの機関へ適切につなぐことができる体制づくりを推進しています。



◎ 設置効果

- ・ 個人情報保護法の例外規定が適用される。
- ・ 消費者被害の情報を消費生活センターへ速やかにつなぐことができる。
- ・ 消費者被害の情報を構成員で共有することで、被害の未然防止や早期発見による被害の拡大防止が図れる。
- ・ 消費者被害の発見から必要な福祉サービスを受けていない高齢者等を発見し、福祉サービスへつなぐことができる。